



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 財務省組織規則の一部を改正する省令 (財務四七)
- 税理士法施行規則の一部を改正する省令 (同四八)
- 介護保険法施行規則の一部を改正する省令 (厚生労働一三二)
- 医療法施行規則の一部を改正する省令 (同二三)
- 厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令 (同三三)
- 独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令 (同三三)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令 (同三六)
- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同三七)

- 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令 (同三八)
- 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令 (同三九)
- 独立行政法人農業者年金基金法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産六一)
- 農林水産省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令 (同六二)
- 国土交通省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令 (国土交通七三)
- 環境省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令 (環境二二)

〔告 示〕

- 電波法第百三条の二第二項の総務大臣が指定する周波数を定める件の一部を改正する件 (総務三七八)
- 関税暫定措置法第八條の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業産品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなった特定特恵鉱工業産品等及び月を告示する件 (財務二六二)
- 財務省の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金で行うことができる事務所を定める件の一部を改正する件 (同二六三)
- 財務省の保有する個人情報の開示に係る手数料の納付を事務所において現金で行うことができる事務所を定める件の一部を改正する件 (同二六四)

- 物価運動国債の取扱いに関する省令第二條の規定に基づき物価運動国債の想定元金額の算出に關し必要な事項を定める件の一部を改正する件 (同二六五)
- 平成十八年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験の施行期日等を定める件 (文部科学八六)
- 学校教育法施行規則第七十條第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示 (同八七)
- 高度専門士の称号の付与に關し文部科学大臣が高度専門士と称することが出来る専修学校専門課程として個別に認められた件 (同八八)
- 専門士の称号の付与に關し文部科学大臣が個別に認められた専門士と称することが出来る専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認める件 (同八九)
- 特定先端大型研究施設の共用の促進に關する法律 (平成六年法律第七十八号) 第四條第一項の規定に基づき、特定高速電子計算機施設の共用の促進に關する基本的な方針を定める件 (同九〇)
- 基本診療料の施設基準等の一部を改正する件 (厚生労働四〇〇)
- 厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を改正する件 (同四〇一)
- 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部を改正する件 (同四〇二)

- 次世代育成支援対策推進法第二十條第一項の規定に基づき、次世代育成支援対策推進センターを指定した件 (同四〇三)
- 介護保険法施行規則附則第二十三條第一項各号及び第二項各号並びに附則第二十五條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一條の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一條の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を定める件 (同四〇四)
- 介護保険法施行規則附則第二十三條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第五十一條の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額並びに同令附則第二十五條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る同法第六十一條の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額を定める件 (同四〇五)
- 介護保険法施行法第十三條第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額の一部を改正する件 (同四〇六)
- 介護保険法施行規則附則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第十三條第五項第一号に規定する食費の特定負担限度額を定める件 (同四〇七)
- 介護保険法施行規則附則第二十七條第一項各号及び第二項各号に掲げる者に係る介護保険法第十三條第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額 (同四〇八)
- 特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の一部を改正する件 (同四〇九)

(以下次のページへ続く)

○(前のページより続き)
 ○使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部を改正する件(同四一〇)
 ○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部を改正する件(同四一一)

○知的障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四一二)

○身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四一三)

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四一四)

○指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四一五)

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件(同四一六)

○厚生労働大臣が定める者等の一部を改正する件(同四一七)

○厚生労働大臣が定める施設基準の一部を改正する件(同四一八)

○厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法の一部を改正する件(同四一九)

○厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員等の勤務条件に関する基準の一部を改正する件(同四二〇)

○介護保険法第五十一条の二第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の二第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額の一部を改正する件(同四二二)

○厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等の一部を改正する件(同四二三)

○居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針の一部を改正する件(同四二四)

○租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件の一部を改正する件(農林水産九一〇)

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第一条の規定に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し主務大臣が定める基準を定める件(同九一一)

○造船業財務諸表準則の一部を改正する告示(国土交通七三〇)

○環境基本法第十六条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を定める件(環境九三)

○道路に関する件(東北地方整備局一一五〇一一八)

○道路に関する件(関東地方整備局三二七)

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(同三一八、三一九)

○都市計画に関する件(同三二〇、三二二)

○道路に関する件(北陸地方整備局一〇三、一〇四)

○筑後川水系佐賀江川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(九州地方整備局一一三)

○筑後川水系城原川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一四)

○筑後川水系宝満川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一五)

○筑後川水系巨瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一六)

○筑後川水系佐田川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一七)

○筑後川水系花月川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一八)

○筑後川水系玖珠川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた件(同一一九)

○道路に関する件(同二二〇、二二二)

○道路に関する件(北海道開発局六一〇六四)

〔官庁報告〕

官庁事項

農林水産省防災業務計画の修正要旨の公表について(農林水産省)

北海道開発局公示(北海道開発局)

国家試験

平成十八年度旅行業務取扱管理者試験の公示(国土交通省)

平成十八年不動産鑑定士試験短答式試験合格者(国土交通省土地鑑定委員会)

〔公告〕

諸事項

官庁

特恵關稅、製造たばこ小売定価、建設業の許可の取消処分、基本測量關係事項關係

裁判所

破産、免責、再生關係

2 施行法第十三条第五項の厚生労働省令で定める要介護旧措置入所者は、第七十二条の二において準用する第八十三条の五に規定する者のほか、平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日までの間、次のいずれかに該当していることにつき市町村の認定を受けている者とする。
 一 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第二号に掲げる者であつて、収入金額等が八十万円以下のものであるもの。
 二 平成十八年改正令附則第二十三条第三項第二号に掲げる者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの。
 3 第八十三条の六から第八十三条の八までの規定は、第一項又は前項の規定による市町村の認定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第八十三条の六第一項	前条の	要介護被保険者	附則第二十七条第一項又は第二項の
第八十三条の六第四項	様式第一号の二	介護保険施設又は地域密着型介護老人福祉施設に	地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設に
第八十三条の六第五項	要介護被保険者	要介護旧措置入所者	要介護旧措置入所者
第八十三条の六第七項、第九項及び第十項	前条各号	要介護被保険者	附則第二十七条第一項各号又は第二項各号
第八十三条の七	前条第一項の	要介護被保険者	附則第二十七条第一項又は第二項の
	要介護被保険者	要介護旧措置入所者	要介護旧措置入所者
	特定介護サービス	指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス	指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス
	特定介護保険施設等(法第五十一条の二第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。以下同じ。)	指定介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設	指定介護老人福祉施設

第八十三条の八第一項	特定介護保険施設等	地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設
	居住又は滞在(以下「居住等」という。)	居住
	食費の基準費用額(法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額をいう。)	食費の特定基準費用額(施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特定基準費用額をいう。)
	居住費の基準費用額(同項第二号に規定する居住費の基準費用額をいう。)	居住費の特定基準費用額(同項第二号に規定する居住費の特定基準費用額をいう。)
	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
	食費の負担限度額(同項第一号に規定する食費の負担限度額をいう。)	食費の特定負担限度額(同項第一号に規定する食費の特定負担限度額をいう。)
	居住費の負担限度額(法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額をいう。)	居住費の特定負担限度額(施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額をいう。)
	要介護被保険者	要介護旧措置入所者
	特定介護保険施設等	地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護老人福祉施設
	特定介護サービス	指定地域密着型サービス又は指定介護福祉施設サービス
	居住等	居住
	居住し、又は滞在していた	居住していた
	食費の負担限度額	食費の特定負担限度額
第八十三条の八第三項	居住費の負担限度額	居住費の特定負担限度額

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。
 ○厚生労働省令第三十三号
 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第二十条の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 平成十八年六月三十日
 厚生労働大臣 川崎 二郎
 医療法施行規則の一部を改正する省令
 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の一部を次のように改正する。
 第十九条第一項第四号中、「に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数」とを削り、同項第五号中「六」を「四」に改める。
 第二十一条の二第二号及び第三号中「四」に改める。
 第四十九条中「並びに」を「第五十二条第一項及び」に改める。
 附則に次の二条を加える。
 第五十一条 精神病床(介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び次条において同じ。)又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換(当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法(昭和三十

十八年法律第百三十三号)第二十條の六に規定する経費老人ホームをいう。その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の利用に供するをいふ。以下同じ。をいうとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該届出に係る病床(以下この条及び次条において「転換病床」という)に係る病床に隣接する廊下については、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る)は、第十六条第一項第一号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第五十二條 精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の精神病床又は療養病床の転換を行うおとして、その旨を都道府県知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき医師の員数の標準は、当該転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る)は、第十九条第一項第一号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数(以下この項において「特定数」という)が五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数とする。

一 転換病床以外の精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を三をもつて除した数
二 転換病床に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数
三 精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の入院患者を除く)の数
四 外来患者(歯科、矯正歯科、小児歯科及び歯科口腔外科の外来患者を除く)の数を二
五(耳鼻いんこう科又は眼科については、五)をもつて除した数

第五十條第一項の規定により法第七條第二項の許可を受けた病院であつて前項の規定の適用を受けるものについての第五十條第三項の規定の適用については、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは「第五十二條第一項第一号」とあり、同項中「次の各号」とあるのは「第二号及び第四号」と、「五十二までは三とし、特定数が五十二を超える場合には当該特定数から五十二を減じた数を十六で除した数に三を加えた数」とあるのは「三十六までは二とし、特定数が三十六を超える場合には当該特定数から三十六を減じた数を十六で除した数に二を加えた数」とする。

4 第五十條第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける病院について準用する。この場合において、第五十條第四項中「前条」とあるのは「前条及び第五十二條第三項」と、「第四十九條」とあるのは「第五十二條第三項」と読み替へるものとする。

5 第一号及び第三項に規定する病院に置くべき看護師及び准看護師の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る)は、第十九条第一項第四号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。)に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることが出来る。

6 前項の病院に置くべき看護補助者の員数の標準は、当該病院の転換が完了するまでの間(平成二十四年三月三十一日までの間に限る)は、第十九条第一項第五号の規定にかかわらず、療養病床(転換病床を除く)に係る病室の入院患者の数を六をもつて除した数と転換病床(療養病床に係るものに限る)に係る病室の入院患者の数を九をもつて除した数に二を乗じて得た数を加えた数(その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一とする)とする。

第一條 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。
(経過措置)
第二條 療養病床を有する病院又は診療所に置くべき看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数の標準については、この省令の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間は、この省令による改正後の医療法施行規則第十九条第一

項第四号及び第五号並びに第二十一條の二第二号及び第三号の規定にかかわらず、なお従前の例によることのできる。
(医療法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)
第三條 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八号)の一部を次のように改正する。
附則第二十三條第二号中「三」を「二」に改める。
○厚生労働省令第三十四号
研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十七号)及び研究交流促進法及び特定放射光施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成十八年政令第二百二十号)の施行に伴い、並びに研究交流促進法施行令(昭和六十一年政令第三百四十五号)第九條第五項、第十條第五項、第十二條第三項並びに研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)を実施するため、厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十八年六月三十日
厚生労働大臣 川崎 二郎
厚生労働省関係研究交流促進法施行規則の一部を改正する省令
厚生労働省令第九号)の一部を次のように改正する。

第四條 第一項中「令別表の一の項第三号から第六号まで並びに同表の二の項第一号及び第二号に掲げる機関」を「令別表の一の項第三号から第六号まで並びに同表の二の項第二号及び第三号に掲げる機関(以下「機関」という)」に改める。
第五條 第一項中「令別表の一の項第三号から第六号まで並びに同表の二の項第一号及び第二号に掲げる機関」を「機関」に改める。
第五條の次に次の三條を加える。
(中核的研究機関の公示)
第六條 研究交流促進法(昭和六十一年法律第五十七号)以下この条において「法」という)第十二條第一項の規定による公示は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。
一 中核的研究機関の名称
二 法第十二條第一項に規定する特定分野
(令第十二條第一項の認定の手続)
第七條 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の固有の試験研究施設の使用に關し、令第十二條第二項の認定を受けようとする者は、様式第五の申請書の正本一通及び副本一通を厚生労働大臣に提出し、令第十二條第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第六の認定書を交付するものとする。

第八條 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の使用に供する土地の使用に關し、令第十三條第一項の認定を受けようとする者は、様式第七の申請書の正本一通及び副本一通を厚生労働大臣に提出し、令第十三條第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第八の認定書を交付するものとする。

第九條 機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の使用に供する土地の使用に關し、令第十三條第一項の認定を受けようとする者は、様式第七の申請書の正本一通及び副本一通を厚生労働大臣に提出し、令第十三條第一項の認定をしたときは、その申請をした者に様式第八の認定書を交付するものとする。

○厚生労働省令第百三十五号
 国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）の施行に伴い、及び独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）附則第百二条の二第三項の規定に基づき、独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人福祉医療機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二第一号中「及び」を「、」を除く。同条の二第三項中「（同法第五項第五項）に規定する保険料四分の三免除期間をいう。」を「（同法第五項第六項）に改め、「保険料五分免除期間をいう。」の下に「及び保険料四分の三免除期間（同法第五項第七項に規定する保険料四分の三免除期間をいう。）を加える。」を加える。

附則

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五條の四第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第百八十七條第一項第四号及び同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「から第四項まで」を削り、「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百八十八條第一項第四号を削り、同条第二項中「及び第四号」を削る。

第百八十九條中「老人性認知症疾患療養病棟」の下に「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号、以下「令」という。）第四條第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。」を加える。

第百九十五條第一項第五号を削る。

附則第六條から第十二條までを次のように改める。

第六條から第十二條まで 削除

附則

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十四條第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第百四十二條第一項第四号及び同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「から第四項まで」を削り、「前各項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第百四十三條第一項第四号を削り、同条第二項中「及び第四号」を削る。

第百四十四條中「老人性認知症疾患療養病棟」の下に「介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号、以下「令」という。）第四條第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。」を加える。

第百五十五條の四第一項第五号を削る。

附則第六條から第九條までを次のように改める。

第六條から第九條まで 削除

附則

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第九十七條第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

附則

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十條第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

第百一十條中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第百一十條中「一・六メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

第百一十條中「一・八メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第百一十條中「一・二メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第百一十條中「一・六メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

第百一十條中「一・八メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

では、第四條第五号イ中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第百三十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十條第一項及び第二項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

附則

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

第百一十條中「一・八メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第百一十條中「一・六メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

第百一十條中「一・二メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第百一十條中「一・六メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

第百一十條中「一・八メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第百一十條中「一・六メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

第百一十條中「一・八メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

六 介護支援専門員 一以上(老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る)に係る病室における入院患者の数が百又はその端数を増すことに一を標準とする。)

第二十条 療養病床を有する病院(医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第三号第二項第三号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と「二・七メートル」とあるのは「一・六メートル」とする。

第二十一条 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院(医療法施行規則第五十一条の規定の適用を受けるものに限る)である指定介護療養型医療施設に係る病室に隣接する廊下については、平成二十四年三月三十一日までの間は、第五号第二項第四号中「一・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と「二・七メートル以上)医療法施行規則第四十三条の二の規定の適用を受ける病院の廊下の幅にあつては、二・一メートル

農林水産省令第六十二号 農林水産省令第六十二号 農林水産省令第六十二号 農林水産省令第六十二号

農林水産省令第六十二号 農林水産省令第六十二号 農林水産省令第六十二号 農林水産省令第六十二号

ル以上」とあるのは「一・六メートル以上」とする。 附則 この省令は、平成十八年七月一日から施行する。 農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号

農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号

農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号

農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号

農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号 農林水産省令第六十一号

2 農林水産大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十二条第一項の規定をしたときは、その申請をした者に別記様式第六号の認定書を交付するものとする。 第七条 機関が中核的研究機関である場合において、当該機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の用に關し、令第十三条第一項の規定を受けようとする者は、別記様式第七号の申請書の正本一通及び副本一通を、農林水産大臣に提出しなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の申請書を受理した場合において、令第十三条第一項の規定をしたときは、その申請をした者に別記様式第八号の認定書を交付するものとする。 別記様式第二号中「下記2の国庫の試験研究施設を使用して行うことが」を削る。 別記様式第四号の次に次の四様式を加える。 別記様式第五号(第五号第一項関係) 別記様式第六号(第五号第二項関係)

農林水産大臣 殿 郵便番号 住所 氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名) 印 年 月 日 農林水産大臣 印

研究の概要及びその実施計画 1 研究が、特定の分野に關し、機関が現に行つてゐる研究と関連することの説明 2 1の研究を行うに当たつて使用する必要がある固有の試験研究施設 3 3の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果又は研究の成果 3の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果の機関への無償提供又は研究の成果の機関への報告を約すること。 1の研究を行う者が当該研究を行うために必要とする技術的能力を有することの説明 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。 3 上記2及び5の「機関」については、その機関名を記すこと。 4 上記3については、研究を行つてゐる国の機関名を記すこと。 別記様式第六号(第五号第二項関係) 交流促進研究認定書

研究の概要及び当該研究を行う者 1 研究を行うに当たつて使用する固有の試験研究施設 2 1の研究を行うに当たつて使用する場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で機関に提供すること又は研究の成果を機関に報告することを条件とすること。 備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。 2 上記2については、研究を行つてゐる国の機関名を記すこと。 3 上記3の「機関」については、その機関名を記すこと。 農林水産大臣 印

五 研究機能等の構築

特定高速電子計算機施設が最大限に活用されることにも、計算科学技術の分野における将来の継続的な発展が確保されるためには、本施設を活用することにより高度な研究及び人材育成に関する機能等を構築することが重要である。

このため、本施設の将来展望や利用者とのニーズ等を踏まえつつ、理化学研究所及び登録機関等の関係機関が適切な役割分担のもと研究及び人材育成に関する機能を果たしていくこととする。

第四 特定高速電子計算機施設の運営に関する事項

特定高速電子計算機施設の共用に当たっては、グリッド技術等を活用し、地理的に離れた計算資源を連携させて利用できると、各種データの取得、蓄積及び有効活用等を容易に行えること、利用者に対する窓口の一元化及び手続きの簡素化が行われること等、多くの研究者等にとって使いやすい運営が行われることが重要である。また、本施設から優れた成果が創出されるような運営が行われることも重要である。

○厚生労働省告示第四百号

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)に基づき、基本診療料の施設基準等(平成十八年厚生労働省告示第九十三号)の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

第五の一の(6)中「夜勤を行う看護職員」の下に「第五の三の(2)の口の療養病棟の入院患者のうち、別表第五の二に掲げる疾患及び状態にある患者(以下「別表第五の二の患者」という。)と別表第五の三の一及び二に掲げる疾患及び状態にある患者並びに同表の三に掲げる患者(以下「別表第五の三の患者」という。))との合計が八割以上である病棟、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料を算定している療養病棟(平成十八年九月三十日までに限る。)及び第十一の五に規定する病棟の看護職員を除く。」を加える。

(2) 療養病棟入院基本料2の施設基準等

イ 療養病棟入院基本料2の注1に規定する入院基本料の施設基準

① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

このため、適時に、かつ、適切に利用者のニーズ等を反映させつつ、今後運用段階までに本施設が効果的かつ効率的に活用されるような適切な運営方針について定めることとする。

また、運営に係る業務の実施に当たっては、透明性を確保しつつ、公正な手続きにのっとり、全体的な施設の運営が効果的かつ効率的に行われるようにするとともに、理化学研究所と登録機関が適切に連携を図っていくこととする。

第五 その他特定高速電子計算機施設の共用の促進に際し配慮すべき事項

特定高速電子計算機施設は、我が国における計算科学技術を始めとした科学技術全体の振興に貢献することが重要である。このため、本施設と大学・研究機関等のスーパーコンピュータを始めとする計算環境との適切な役割分担及び有機的な連携を図っていくこととする。

附則

この基本的な方針は、平成十八年七月一日から施行する。

厚生労働大臣 川崎 二郎

- ② 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
- ③ 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十五又はその端数を増すことに一に相当する数以上であることとする。
- 療養病棟入院基本料2の注1に規定する厚生労働大臣が定める区分
- ① 入院基本料A
 - 1 当該病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合(以下この口において「特定患者八割未満の場合」という。)にあっては、別表第五の二の患者
 - 2 当該病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割以上である場合(以下この口において「特定患者八割以上の場合」という。)にあっては、次のいずれにも該当するものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟(以下この口において「二十対一配置病棟」という。)に入院している別表第五の二の患者

(一) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

(二) 当該病棟において、看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

(三) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

(四) 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことに一に相当する数以上であることとする。

② 入院基本料B

1 特定患者八割未満の場合にあっては、別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く。)であつて、ADLの判定基準による判定が十一以上であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあっては、二十対一配置病棟に入院している別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く。)であつて、ADLの判定基準による判定が十一以上であるもの

③ 入院基本料C

1 特定患者八割未満の場合にあっては、別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く。)であつて、ADLの判定基準による判定が十一以上であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあっては、二十対一配置病棟に入院している別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く。)であつて、ADLの判定基準による判定が十一以上であるもの

④ 入院基本料D

1 特定患者八割未満の場合にあっては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点以上であるもの

2 特定患者八割以上の場合にあっては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の二十対一配置病棟に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点以上であるもの

⑤ 入院基本料 E

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の二十対一配置病棟に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの、又は次のいずれかに該当しないものとして保険医療機関が地方社会保険事務局長に届け出た病棟に入院している患者
 - (一) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。
 - (二) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
 - (三) 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことに一に相当する数以上であることとする。

ハ 療養病棟入院基本料 2 (特別入院基本料を含む。)

療養病棟入院基本料 2 (特別入院基本料を含む。)を算定する患者に対して行った検査、投薬、注射並びに別表第五に掲げる画像診断及び処置の費用(フィルムの費用を含む)は、当該入院基本料に含まれるものとし、同表に掲げる薬剤及び注射薬は、当該入院基本料に含まれないものとする。

二 療養病棟入院基本料 2 の注 4 に規定する厚生労働大臣が定める状態

認知機能障害の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態

第六の三に次のように加える。

(3) 有床診療所療養病棟入院基本料 2 の施設基準等

- イ 有床診療所療養病棟入院基本料 2 の注 1 に規定する入院基本料の施設基準
 - ① 当該有床診療所に雇用され、その療養病棟に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上であること。
 - ② 当該有床診療所に雇用され、その療養病棟に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病棟の入院患者の数が六又はその端数を増すことに一以上であること。
- ロ 有床診療所療養病棟入院基本料 2 の注 1 に規定する厚生労働大臣が定める区分
 - ① 入院基本料 A
 - 1 当該有床診療所の療養病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割未満である場合(以下このロにおいて「特定患者八割未満の場合」という。)にあつては、別表第五の二の患者
 - 2 当該有床診療所の療養病棟の入院患者のうち別表第五の二の患者と別表第五の三の患者との合計が八割以上である場合(以下このロにおいて「特定患者八割以上の場合」という。)にあつては、次のいずれにも該当するものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関(以下このロにおいて「四対一配置保険医療機関」という。)に入院している別表第五の二の患者
 - (一) 当該有床診療所に雇用され、その療養病棟に勤務することとされている看護職員の数は、当該療養病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一以上であること。
 - (二) 当該有床診療所に雇用され、その療養病棟に勤務することとされている看護補助者の数は、当該療養病棟の入院患者の数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

⑥ 入院基本料 B

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く。)であつて、ADLの判定基準による判定が十一以上であるもの
 - 2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く。)であつて、ADLの判定基準による判定が十一以上であるもの
- 入院基本料 C
- ③ 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く。)であつて、ADLの判定基準による判定が十一未満であるもの
 - 2 特定患者八割以上の場合にあつては、四対一配置保険医療機関に入院している別表第五の三の患者(別表第五の二の患者を除く。)であつて、ADLの判定基準による判定が十一未満であるもの
- 入院基本料 D
- ④ 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点以上であるもの
 - 2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の四対一配置保険医療機関に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点以上であるもの

⑤ 入院基本料 E

- 1 特定患者八割未満の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの
- 2 特定患者八割以上の場合にあつては、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の二十対一配置病棟に入院している患者であつて、ADLの判定基準による判定が二十三点未満であるもの、又は次のいずれかに該当しないものとして地方社会保険事務局長に届け出た診療所である保険医療機関に入院している患者
 - (一) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことに一以上であること。
 - (二) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。
 - (三) 当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が二十又はその端数を増すことに一に相当する数以上であることとする。

二 療養病棟入院基本料 2 の注 4 に規定する厚生労働大臣が定める状態

認知機能障害の状態にあり、日常生活を送る上で介助が必要な状態

第八の六の(2)中「第十六条の二第二項」を「第十六条の二第二項」に改める。

第九の(4)中「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料等の算定方法」を「厚生労働大臣の定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に改める。

第十一の三の次に次のように加える。

- 四 別表第十二に掲げる疾患の患者であつて、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料 1 を算定する病棟に入院している患者、又は平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料 2 を算定する病棟に入院している患者(別表第五の二の患者を除く。)については、平成二十年三月三十一日までの間に限り、第五の三の(2)のロの規定にかかわらず、それぞれ別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者とみなす。

五 平成十八年六月三十日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定する病棟であつて、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第五の三の(2)のイに該当するものとみなす。

- (1) 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者を行う看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すことに一以上であること。
- (2) 当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の三分の一以上が看護職員であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、一以上であることとする。

(3) 当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

六 平成十八年六月三十日において現に有床診療所療養病棟入院基本料1を算定する診療所である保険医療機関であつて、別表第五の二の患者又は別表第五の三の患者以外の患者が六割以上入院しているものについては、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出た場合であつて、次のいずれにも該当する場合には、平成二十四年三月三十一日までの間に限り、第六の三の(3)のイに該当するものとみなす。

- (1) 当該有床診療所に雇用され、その療養病棟に勤務することとされている看護職員及び看護補助者の数は、当該療養病棟の入院患者の数が三又はその端数を増すことに一以上であること。
- (2) 当該有床診療所に雇用され、その療養病棟に勤務することとされている看護職員の数は、看護職員及び看護補助者の最小必要数の三分の一以上であること。

別表第五中「投薬及び注射薬」を「薬剤及び注射薬」に改め、同表の二中「関節喉頭鏡下喉頭処置」を「間接喉頭鏡下喉頭処置」に改め、同表の三中「投薬」を「薬剤」に改め、同表の四中「及び」を「」に改め、「あるもの」に対して投与された場合に限る。「」の下に「及び疼痛コントロールのための医療用麻薬」を加え、同表の次に次の二表を加える。

別表第五の二 療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病棟入院基本料2の入院基本料Aに係る疾患及び状態

- 一 対象疾患の名称
 - スモン
- 二 対象となる状態
 - 医師及び看護職員により、常時、監視及び管理を実施している状態
 - 中心静脈栄養を実施している状態
 - 二十四時間持続して点滴を実施している状態
 - 人工呼吸器を使用している状態
 - ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔の洗浄を実施している状態
 - 気管切開又は気管内挿管が行われており、かつ、発熱を伴う状態
 - 酸素療法を実施している状態
 - 感染症の治療の必要性から隔離室での管理を実施している状態

別表第五の三 療養病棟入院基本料2及び有床診療所療養病棟入院基本料2の入院基本料B及び入院基本料Cに係る疾患及び状態等

- 一 対象疾患の名称
 - 筋ジストロフィー症
- 多発性硬化症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ三以上であつて生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る。）、その他の難病（スモンを除く。）、

脊髄損傷（頸椎損傷を原因とする麻痺が四肢すべてに認められる場合に限る。）
慢性閉塞性肺疾患（ヒュー・ジョーンズの分類がV度の状態に該当する場合に限る。）
悪性腫瘍（医療用麻薬等の薬剤投与による疼痛コントロールが必要な場合に限る。）
対象となる状態

- 二 対象となる状態
 - 肺炎に対する治療を実施している状態
 - 尿路感染症に対する治療を実施している状態
 - 傷病等によるリハビリテーションが必要な状態（原因となる傷病等の発症後、三十日以内の場合で、実際にリハビリテーションを行っている場合に限る。）
 - 脱水に対する治療を実施している状態
 - 消化管等の体内からの出血が反復継続している状態
 - 頻回の嘔吐に対する治療を実施している状態
 - 褥瘡に対する治療を実施している状態（皮膚層の部分的喪失が認められる場合又は褥瘡が二箇所に認められる場合に限る。）
 - 末梢循環障害による下肢末端の開放創に対する治療を実施している状態
 - せん妄に対する治療を実施している状態
 - うつ症状に対する治療を実施している状態
 - 他者に対する暴行が毎日認められる状態
 - 人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流又は血漿交換療法を実施している状態
 - 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われており、かつ、発熱又は嘔吐を伴う状態
 - 一日八回以上の喀痰吸引を実施している状態
 - 気管切開又は気管内挿管が行われている状態（発熱を伴う状態を除く。）
 - 頻回の血糖検査を実施している状態
 - 創傷（手術創や感染創を含む）、皮膚潰瘍又は下腿若しくは足部の蜂巣炎、膿等の感染症に対する治療を実施している状態

三 対象となる患者

- 次に掲げる保険医療機関の療養病棟であつて、平成十八年六月三十日において現に特殊疾患療養病棟入院料又は特殊疾患入院施設管理加算を算定する療養病棟に入院している患者（重度の肢体不自由児（者）又は知的障害者に限る。）
- (1) 児童福祉法第四十三条の三に規定する肢体不自由児施設
- (2) 児童福祉法第四十三条の四に規定する重症心身障害児施設
- (3) 児童福祉法第二十七条第二項及び身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第四項に規定する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣の指定するもの

別表第六の二の(1)中「ステージ3」を「ステージ三」に改める。

別表第十一の次に次の一表を加える。

- 別表第十二
- 脊髄損傷
 - 筋ジストロフィー症
 - 多発性硬化症
 - 重症筋無力症

スモン
筋萎縮性側索硬化症
脊髄小脳変性症

パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージⅢ以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の状態に限る））

ハンチントン病

多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病、ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病）
致死性家族性不眠症）
面急性硬化性全脳炎
仮性球麻痺

脳性麻痺

○厚生労働省告示第百一十号

診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）第一号ただし書及び特定療養費に係る算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百一十号）第二項並びに厚生労働大臣が指定する病院の病種における療養に要する費用の額の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表4から6まで及び12から14までの規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病種並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月二十日
別表に次のように加える。

厚生労働大臣 川崎 二郎

284	市立旭川病院	1.0745
285	岩手医科大学附属機器医療センター	1.0082
286	独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	0.9751
287	仙台市立病院	0.9597
288	財団法人 脳神経疾患研究所附属 総合南東北病院	1.0432
289	公立藤田総合病院	0.9298
290	自治医科大学附属大宮医療センター	1.0842
291	日本医科大学千葉北総病院	1.0556
292	財団法人聖路加国際病院	1.1097
293	国家公務員共済組合連合会 東京共済病院	0.9915
294	東京都立豊島病院	0.9355
295	医療法人社団明芳会 板橋中央総合病院	1.0443
296	公立昭和病院	1.0839
297	公立大学法人 横浜国立大学附属 市民総合医療センター	1.0331

298	医療法人五里会 菊名記念病院	1.0865
299	国家公務員共済組合連合会 横濱共済病院	1.0469
300	国家公務員共済組合連合会 平塚共済病院	1.0741
301	医療法人社団 愛心会 湘南鎌倉総合病院	1.0433
302	社会保障相模野病院	0.9405
303	昭和大学藤が丘病院	1.0655
304	昭和大学横浜市北部病院	1.0148
305	J A 神奈川県厚生連 伊勢原協同病院	1.0521
306	済生会新鶴第一病院	1.0470
307	独立行政法人国立病院機構 金沢医療センター	0.9898
308	独立行政法人国立病院機構 甲府病院	1.0102
309	長野市立病院	0.9610
310	独立行政法人国立病院機構 長野野病院	0.9928
311	総合病院 高山赤十字病院	0.9876
312	三島社会保険病院	0.9636
313	静岡赤十字病院	1.0339
314	県西部筑松医療センター	0.9825
315	社会福祉法人聖隷福祉事業団総合病院聖隷三方原病院	1.0174
316	名古屋第一赤十字病院	1.0047
317	国家公務員共済組合連合会 名城病院	0.9986
318	みなと医療生活協同組合 協立総合病院	0.9263
319	独立行政法人労働者健康福祉機構 中部労災病院	0.9997
320	医療法人大雄会 総合大雄会病院	1.1148
321	独立行政法人国立病院機構名古屋医療センター	0.9593
322	市立伊勢総合病院	0.9747
323	独立行政法人国立病院機構三重中央医療センター	0.9820
324	京都第一赤十字病院	0.9941
325	社会保険京都病院	0.9562

「平成18年3月31日における当該指定身体障害者更生施設の入所定員」を当該指定身体障害者更生施設の平成18年3月における入所による指定施設支援を受けている入所者の数」及び「入所者の定員」を「指定施設支援を受けている入所者」及び「0.81」及び「1.01」及び「0.71」及び「0.91」及び「0.61」及び「0.81」とする。

「平成18年3月31日における」を「0.81」及び「1.01」及び「0.71」及び「0.91」及び「0.61」及び「0.81」とする。

「平成18年6月30日」を「平成18年6月30日」とする。

「平成18年6月30日」を「平成18年6月30日」とする。

「平成18年6月30日」を「平成18年6月30日」とする。

「平成18年6月30日」を「平成18年6月30日」とする。

- (一) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(1)
 - a 経過的要介護 534単位
 - b 要介護1 701単位
 - c 要介護2 811単位
 - d 要介護3 919単位
 - e 要介護4 1,010単位
 - f 要介護5 1,101単位
- (二) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費(2)
 - a 経過的要介護 618単位
 - b 要介護1 832単位
 - c 要介護2 942単位
 - d 要介護3 1,050単位
 - e 要介護4 1,141単位
 - f 要介護5 1,232単位

「平成18年6月30日」を「平成18年6月30日」とする。

「平成18年6月30日」を「平成18年6月30日」とする。

「平成18年6月30日」を「平成18年6月30日」とする。

「平成18年6月30日」を「平成18年6月30日」とする。

- (一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1)
 - a 経過的要介護 570単位
 - b 要介護1 772単位
- (二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(2)
 - a 経過的要介護 570単位
 - b 要介護1 772単位

- c 要介護2 839単位
- d 要介護3 906単位
- e 要介護4 974単位
- f 要介護5 1,041単位

- (一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1)
 - a 経過的要介護 654単位
 - b 要介護1 903単位
 - c 要介護2 970単位
 - d 要介護3 1,037単位
 - e 要介護4 1,105単位
 - f 要介護5 1,172単位

「平成18年6月30日」を「平成18年6月30日」とする。

「平成18年6月30日」を「平成18年6月30日」とする。

「平成18年6月30日」を「平成18年6月30日」とする。

「平成18年6月30日」を「平成18年6月30日」とする。

- (二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1)
 - a 要介護1 671単位
 - b 要介護2 781単位
 - c 要介護3 889単位
 - d 要介護4 980単位
 - e 要介護5 1,071単位

- (二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(2)
 - a 要介護1 782単位
 - b 要介護2 892単位
 - c 要介護3 1,000単位
 - d 要介護4 1,091単位
 - e 要介護5 1,182単位

○厚生労働省告示第四百十八号
 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)及び指
 定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)の規定
 に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準(平成十二年厚生省告示第二十六号)の一部を次のよう
 に改正し、平成十八年七月一日から適用する。

厚生労働大臣 川崎 二郎

平成十八年六月三十日
 第八号ヲ中「ヌ」から(5)まで又は「ル」を「リ」から(5)まで、又又は「ワ」に改め、同号ヲを同号カと
 し、同号ル中「ヌ」を「ル」に改め、同号ルを同号ワとし、同号ヌ(1)中「医療法施行規則」の下に
 「第五十二条の規定の適用を受ける病院を除き、同令」を加え、同号ヌ(2)中「病院」の下に「医
 療法施行規則第五十二条の規定及び」を加え、同号ヌを同号ルとする。

第八号ルの次に次のように加える。

ヲ 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 老人性認知症疾患型短期入所療養介護を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける
 病院に限る)である指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該認知症病棟における看護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療
 養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認
 知症病棟の看護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)
 が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患
 者の数の合計数が五又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 当該認知症病棟における介護職員の数(当該認知症病棟を有する病院である指定短期入所療
 養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該認
 知症病棟の介護職員の数及び当該認知症病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)
 が、常勤換算方法で、当該認知症病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患
 者の数の合計数が六又はその端数を増すことに一以上であること。

(4) (2)により算出した看護職員の最少必要数の二割以上は看護師であること。

(5) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

第八号ロ中「ト」を「チ」に改め、同号ロを同号ヌとし、

同号チ中「ト」を「チ」に改め、同号チを同号リとし、同号ト(2)を次のように改める。

(1) (一)及び(二)に該当するものであること。

(二) 当該療養病室における看護職員又は介護職員の数(当該療養病室を有する診療所である指
 定短期入所療養介護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合に
 あつては、当該療養病室の看護職員又は介護職員の数及び当該療養病室のユニット部分以外
 の部分に係る看護職員又は介護職員の数)が、常勤換算方法で、当該療養病室における指定
 短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合計数が三又はその端数を増すことに
 一以上であること。

第八号トを同号チとし、同号ヘ中「又はホ」を「ホ又はヘ」に改め、同号ヘを同号トとし、同号
 ホを同号ヘとし、同号ニ(1)中「病院」の下に「医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)
 第五十二条の規定の適用を受ける病院を除く。」を加え、同号ニ(1)中「当該療養病室」を「当該療
 養病棟」に改め、同号ニ(1)中「昭和二十三年厚生省令第五十号」を削り、同号ニの次に次のよう
 に加える。

ホ 病院療養病床経過型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の施設基準

(1) 療養病床を有する病院(医療法施行規則第五十二条の規定の適用を受ける病院に限る)であ
 る指定短期入所療養介護事業所であること。

(2) 当該療養病棟における看護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介
 護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病
 棟の看護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る看護職員の数)が、常勤
 換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合
 計数が八又はその端数を増すことに一以上であること。

(3) 当該療養病棟における介護職員の数(当該療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介
 護事業所が、一部ユニット型指定短期入所療養介護事業所である場合にあつては、当該療養病
 棟の介護職員の数及び当該療養病棟のユニット部分以外の部分に係る介護職員の数)が、常勤
 換算方法で、当該療養病棟における指定短期入所療養介護の利用者の数及び入院患者の数の合
 計数が四又はその端数を増すことに一以上であること。

(4) 通所介護費等の算定方法第四号ロ(2)に規定する基準に該当していないこと。

(5) 当該療養病棟の病室が医療法施行規則第十六条第一項第二号の二、第三号イ及び第十一号イ
 (同令第五十一条の規定の適用を受ける場合を含む。)に規定する基準に該当するものであるこ
 と。

(6) (二)ロ、(三)及び(四)に該当するものであること。

第十三号イ中「病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ロ)」を「認知症疾患型短期入所療養介護費(ロ)の認知症疾
 患型短期入所療養介護費(イ)」の下に、「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(イ)」を加え、同号ロ
 中「病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ロ)」を「認知症疾患型短期入所療養介護費(ロ)」の下に、「病院療養
 病床経過型短期入所療養介護費(イ)」を加え、同号ロ(2)の下に、「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(イ)の認知症疾患型短期入所
 療養介護費(イ)」の下に、「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(イ)」を加える。

第十三号ロ中「ル」を「リ」に改め、同号ロを同号トとし、同号
 ホ中「ヌ」を「ル」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、同号ホを同号トとし、同号
 ト中「ヌ」を「ル」に、「第十三号」を「第十四号」に改め、同号トを同号ホとする。

第三十九号への次に次のように加える。

ト 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基
 準

第八号ロの規定を準用する。この場合において、同号ロ(5)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十
 三号イ(2)」と読み替えるものとする。

第三十九号ニ中「チ」を「リ」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「ト」を「チ」に改め、同
 号ハを同号トとし、同号ロ中「ホ」を「ヘ」に、「第十二号ロ」を「第十三号イ」に改め、同号ロを同
 号ハとし、同号イ中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号イの次に次のように加える。

ロ 療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指定介護療養施設サービスの施設基準

第八号ホの規定を準用する。この場合において、同号ホ(4)中「第四号ロ(2)」とあるのは、「第十
 三号イ(2)」と読み替えるものとする。

第四十三号イ中「療養型介護療養施設サービス費(ロ)の療養型介護療養施設サービス費(イ)」の下に
 「療養型経過型介護療養施設サービス費(イ)」を加え、又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(ロ)の
 認知症疾患型介護療養施設サービス費(イ)を加え、又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(ロ)の認知症
 疾患型介護療養施設サービス費(イ)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(イ)に改め、同号
 ロ中「療養型介護療養施設サービス費(ロ)」を「療養型介護療養施設サービス費(イ)」に改め、同号
 ロ中「療養型介護療養施設サービス費(イ)」を加え、又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(ロ)の認知症疾患
 型介護療養施設サービス費(イ)を加え、又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(ロ)の認知症疾患型
 介護療養施設サービス費(イ)を加え、又は認知症疾患型介護療養施設サービス費(ロ)の認知症疾患型介護療養
 施設サービス費(イ)を加え、又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(イ)に改める。

○厚生労働省告示第四百十九号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第十九号)及び指
 定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)並びに
 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十七
 号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに
 通所介護費等の算定方法(平成十二年厚生省告示第二十七号)の一部を次のように改正し、平成十八
 年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

厚生労働大臣 川崎 二郎

第四号ロ(2)中「病院療養病床経過型短期入所療養介護費及び」を「病院療養病床経過型短期入所療養介護費、病
 院療養病床経過型短期入所療養介護費及び」に、「認知症疾患型短期入所療養介護費及び」を「認知症
 疾患型短期入所療養介護費、認知症疾患型経過型短期入所療養介護費及び」に改め、同号ロ(2)の表
 中「病院療養病床経過型短期入所療養介護費(ロ)」の下に、「病院療養病床経過型短期入所療養介護費」を、「認
 知症疾患型短期入所療養介護費(イ)」の下に、「認知症疾患型経過型短期入所療養介護費」を加える。

厚生労働省告示第四百二十四号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）及び指定介護療養型医療施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）に基づき、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生労働省告示第四百十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から適用する。

平成十八年六月三十日

第一号イ中「指定短期入所生活介護事業所」の下に「指定短期入所療養介護事業所」を加え、同号ロ中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」を「及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護」に改める。

第二号イ(1)(i)中「別表指定居宅サービス介護給付費単位数表短期入所生活介護費」を「別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費」に、「ロ(1)、(2)及び(3)」を「ロ(1)から(4)まで」に、「(1)、(2)及び(3)」を「(1)から(4)まで」に、「イ(1)及び(2)の注9」を「イ(1)、(2)及び(3)の注10」に、「イ(1)及び(2)の注10」を「イ(1)、(2)及び(3)の注11」に、「ハ(1)及び(2)の注6」を「ハ(1)、(2)及び(3)の注6」に、「ハ(1)及び(2)の注7」を「ハ(1)、(2)及び(3)の注7」に、「注5、ロ(1)及び(2)」を「注5、ロ(1)、(2)及び(3)」に改める。

農林水産省告示第九百十号

農林水産省告示第九百十号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十二号）第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項の規定に基づき、平成十四年二月二十二日農林水産省告示第三百三十三号（租税特別措置法施行令第十七条第三項及び第三十九条の二十六第三項に定める農林水産大臣が指定する農業協同組合又は農業協同組合連合会を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から施行する。

平成十八年六月三十日

農林水産大臣臨時代理 國務大臣 杉浦 正健

表徳島県の項中「堀江農業協同組合」を削る。

○農林水産省告示第九百十一号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）第一条の規定に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し主務大臣の定める基準を次のように定める。

平成十八年六月三十日

農林水産大臣臨時代理 國務大臣 杉浦 正健

一 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条第一号の避難地推進地域（日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第三項に規定する推進地域をいう。以下同じ。）又は

二 令第一条第二号の避難路

推進地域から避難地又はこれに準ずる安全な場所へ通ずる幅員三メートル以上の農道、林道、漁業集落道その他の道路であること。

三 令第一条第三号の消防用施設

次のいずれかに該当するものであること。

イ 消防の用に供することを目的とする貯水施設（貯水能力四十立方メートル以上のものに限る。）であつて、原則として設置予定地でコンクリートまたは打設し建設される鉄筋コンクリート製のもの又は現場において生産された部材を使用して建設されるもの

ロ 農業用排水施設その他の水利施設であつて、地震発生時に緊急的に消防の用に供する水を取水することができ、かつ、連続四十分以上の取水が可能であるものに限る。

四 令第一条第四号の消防活動を行うことが困難である区域の解消に資する道路

消防活動が困難である区域に通ずる農道、林道、漁業集落道その他の道路であつて、消防用自動車が行き通ずる幅員を有するものであること。

五 令第一条第六号の緊急輸送を確保するための必要道路

農道、林道又は漁港開連道にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 基幹的な農道、林道及び漁港開連道

(2) 高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港開連道と次に掲げる地点のうち都道府県知事が指定するもの（以下「指定拠点」という。）とを連絡するもの

(i) 救援物資の備蓄地点又は集積拠点

(ii) 避難地

(iii) 指定拠点を相互に連絡するもの

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条第二号に掲げる輸送施設（道路に限る。）にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 第七号イの基準に適合する外郭施設又は係留施設と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港開連道とを連絡するもの

(2) 第七号イの基準に適合する外郭施設又は係留施設と指定拠点を連絡するもの

(3) 指定拠点を相互に連絡するもの

(4) 指定拠点を相互に連絡するもの

六 令第一条第六号ハの緊急輸送を確保するため必要なヘリポート（漁港漁場整備法第三条第二号に掲げる輸送施設であるものに限る。）

前号ロの基準に適合する道路、次号イの基準に適合する外郭施設若しくは係留施設又は同号ロ(1)の基準に適合する橋若しくは運河に隣接するものであること。

七 令第一条第六号ニの緊急輸送を確保するため必要な漁港施設

イ 外郭施設及び係留施設

(1) 大規模な地震の震動に対して安全な構造であること。

(2) 緊急輸送の用に供される船舶が利用でき、構造及び規模であること。

八 令第一条第七号の共同溝、電線共同溝その他公益事業の用に供する溝、水管その他の物件を地下に収容するための施設

公益事業の用に供する溝、水管その他の物件を地下に埋設して収容できる施設であること。

九 令第一条第八号の津波からの円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設

津波による背後地への海水の侵入を防止する機能を有するものであること。

十 令第一条第九号ロの保安施設事業に係る施設

で、避難路若しくは緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家の地震防災上必要なもの

避難路若しくは緊急輸送を確保するため必要な道路又は人家及びこれらの周辺の地域に係る保安林（これに準ずべき森林を含む。）又は保安施設地区（これに準ずべき森林又は原野その他の土地を含む。）の区域のうち大規模な地震の発生により土地の崩壊又は津波による被害が生ずるおそれがある区域において施行する保安施設事業に係る施設であること。

輸送施設

(1) 橋及び運河にあつては、次のいずれかに該当するものであること。

(i) 一の基準に適合する外郭施設又は係留施設と高速自動車国道、一般国道、主要な都道府県道若しくは市町村道又は基幹的な農道、林道若しくは漁港開連道とを連絡するもの

(ii) 一の基準に適合する外郭施設又は係留施設と指定拠点を連絡するもの

(iii) 指定拠点を相互に連絡するもの

(iv) 指定拠点を相互に連絡するもの

(2) 駐車場にあつては、第五号ロの基準に適合する道路、一の基準に適合する外郭施設若しくは係留施設又は(1)の基準に適合する橋若しくは運河に隣接するものであること。